

様式第十一（二）（第二十六条第一項関係）

導入等計画書
緊急導入等届出書 の変更の報告書

（重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書（緊急導入等届出書）の変更をした場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

導入等計画書（緊急導入等届出書）に係る事項につき変更をしたので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第54条第4項（第54条第5項において準用する同条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

| | | | |
|------------|---------------|----------------------------------|--|
| 1. 変更をした届出 | 届出年月日 | 導入等計画書（緊急導入等届出書）の届出をした年月日 | |
| | | 変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの） | |
| | 特定重要設備の種類及び名称 | | |
| | 重要維持管理等の委託の内容 | | |
| 2. 変更事項 | | | |
| 3. 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |

| | | |
|----------|--|--|
| | | |
| 4. 変更の理由 | | |
| 5. 変更の時期 | | |
| 6. 備考 | | |

(記載上の注意)

1. 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日（複数あるときは、その直近のもの）」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をした直近のもの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、総務大臣に直接に提出することができる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を証する書類について総務大臣に直接に提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、総務大臣に直接に提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、遅滞なく、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。